

魚津市告示第106号

統計調査員の報酬及び費用弁償についての一部改正について
統計調査員の報酬及び費用弁償について（令和元年魚津市告示第93号）の
一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年10月1日

魚津市長 村椿 晃

第4項第2号を次のように改める。

- (2) 簡易調査のみに従事する者
- | | |
|-----------------|----------|
| ア 担当調査区が1区域である者 | 91,400円 |
| イ 担当調査区が2区域である者 | 150,670円 |

第5項第2号を次のように改める。

- (2) 簡易調査のみに従事する者
- | | |
|-----------------|---------|
| ア 担当調査区が1区域である者 | 11,810円 |
| イ 担当調査区が2区域である者 | 21,355円 |